

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 桁本 賴兼

京都市規則第120号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

奨 学 金 の 種 類	受 給 資 格
葵ライオンズ奨学基金による奨学金	
民生児童委員連盟奨学基金による奨学金	
大倉奨学基金による奨学金	
三井奨学基金による奨学金	
京都機械工具奨学基金による奨学金	
公益社奨学基金による奨学金	
洛中ライオンズ奨学基金による奨学金	
山下奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 学校教育法（以下「法」という。） に規定する高等学校（中等教育学校 の後期課程を含む。以下同じ。）に 在学している者
鞍馬山婦人会奨学基金による奨学金	
親和奨学基金による奨学金	
京栄水道奨学基金による奨学金	
戸田奨学基金による奨学金	
唐木奨学基金による奨学金	
山岸奨学基金による奨学金	
辻奨学基金による奨学金	
日産建設奨学基金による奨学金	
伴奨学基金による奨学金	

いづみ会奨学基金による奨学金	
福谷奨学基金による奨学金	
中井奨学基金による奨学金	
津村奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法に規定する大学又は短期大学の夜間において授業を行う学部又は学科に在学している者 (2) 扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者 (3) 昼間に就労している者 (4) 健康で学習状態が良好である者
野口奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法に規定する高等学校、大学、短期大学又は高等専門学校に在学している者
熊野奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 扶養者が対象地域に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者
吉野奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 健康で学習状態が良好である者
中村奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法に規定する大学、短期大学又は高等専門学校に在学している者 (2) 扶養者が対象地域に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者
荒木奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 健康で学習状態が良好である者
勝本奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 扶養者が対象地域のうち養正地区に居住している者 (2) 津村奨学基金による奨学金、野口奨学基金による奨学金、熊野奨学基金による奨学金、吉野奨学基金による奨学金、荒木奨学基金による奨学金、勝本奨学基金による奨学金又は対象地域に居住する者に係る奨学金で別に定めるものの貸与を受けている者
養正親友奨学基金による奨学金	

福田奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <p>(1) 法に規定する高等学校に在学している者</p> <p>(2) 扶養者が母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者</p> <p>(3) 健康で学習状態が良好である者</p>
篤志奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <p>(1) 法に規定する高等学校に在学している者</p> <p>(2) 交通事故により両親若しくは両親のいずれか一方を失った遺族で、その扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられないもの又は本市の区域内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所中の者</p> <p>(3) 健康で学習状態が良好である者</p>
平安ライオンズ奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <p>(1) 法に規定する高等学校に在学している者</p> <p>(2) 交通事故により両親若しくは両親のいずれか一方を失った遺族又は身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられないもの</p> <p>(3) 健康で学習状態が良好である者</p>
桂ライオンズ奨学基金による奨学金	<p>次に掲げる要件を備えている者</p> <p>(1) 法に規定する高等学校に在学している者</p>
総合奨学基金による奨学金	<p>(2) 交通事故により両親又は両親のいずれか一方を失った遺族で、その扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられないもの</p>
二谷奨学基金による奨学金	<p>(3) 健康で学習状態が良好である者</p>
横井奨学基金による奨学金	

富井奨学基金による奨学金

山中奨学基金による奨学金

- 次に掲げる要件を備えている者
- (1) 法に規定する高等学校、大学、短期大学又は高等専門学校に在学している者
 - (2) 扶養者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者
 - (3) 健康で学習状態が良好である者

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)